

こんなときには、国民年金の届出を!

就職、退職、転職、結婚等により国民年金の加入種別が変更となる場合、そのつど届出が必要となりますので、お忘れなく手続きをお願いします。

種別

- 第1号被保険者…自営業・自由業・農林漁業・学生・無職等で20歳から60歳未満の方
- 第2号被保険者…厚生年金や共済組合に加入している会社員や公務員などの方
- 第3号被保険者…会社員や公務員に扶養されている配偶者で20歳から60歳未満の方

現在	こんなとき	変更後の種別	届出先
第1号被保険者	会社や役所に就職したとき	第2号	勤務する事業所
	配偶者の扶養になったとき(婚姻等) (配偶者が第2号被保険者の場合)	第3号	配偶者の勤務する事業所
	保険料を納めるのが困難なとき	/	市役所市民生活課年金係または 各支所・行政サービスセンター窓口
	学生で保険料を納めるのが困難なとき		
	60歳以上等任意加入するとき		
	任意で付加保険料を納めたいとき		
	氏名・住所が変わったとき		
年金手帳をなくしたとき			
被第2号 被保険者	会社や役所などを退職したとき	第1号	
	会社を退職し、配偶者の扶養になるとき (配偶者が第2号被保険者の場合)	第3号	配偶者の勤務する事業所
	氏名・住所が変わったとき	/	勤務する事業所
	年金手帳をなくしたとき		
第3号被保険者	配偶者が会社や役所などを退職したとき	第1号	市役所市民生活課年金係または 各支所・行政サービスセンター窓口
	会社や役所に就職したとき	第2号	勤務する事業所
	第3号被保険者が配偶者の扶養からはずれたとき (離婚・収入増等)	第1号	市役所市民生活課年金係または 各支所・行政サービスセンター窓口
	氏名・住所が変わったとき	第3号	配偶者の勤務する事業所
	年金手帳をなくしたとき	/	年金事務所
た20歳になつ	学生・自営業・自由業・無職等	第1号	市役所市民生活課年金係または 各支所・行政サービスセンター窓口
	配偶者の扶養になっているとき(配偶者が第2号被保険者の場合)	第3号	配偶者の勤務する事業所

※手続きには、年金手帳のほかに添付書類が必要な場合があります。届出先にご確認ください。

※平成26年4月から、国民年金保険料の免除申請が申請時点の2年1か月前の月分まで申請できるようになりました。

※国民年金受給者の方で、住所変更が生じた場合も年金の届出が必要になりますので、お忘れなく手続きをお願いします。

お問い合わせ

市役所市民生活課 年金係 ☎63-5112 または、各支所・行政サービスセンター年金担当

年金のご相談はこちらへ 平成26年度予約制年金相談所の開設日をお知らせします

会場・時間	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
両津地区公民館 ☎27-4181 午後0時40分～3時	/		21日	/	16日	/	17日	/	19日	/	21日	/	18日
佐渡中央会館 ☎57-2711 午後1時30分～5時	16日	/		18日	/	20日	/	15日	/	17日	/	18日	/
新穂地区公民館 ☎22-2075 午前9時～11時40分	17日	/		19日	/	21日	/	16日	/	18日	/	19日	/
小木町商工会 ☎86-2216 午前8時50分～10時50分	17日	/		19日	/	21日	/	16日	/	18日	/		

年金相談を受ける際は、事前に電話での予約が必要です。

予約の連絡先 **日本年金機構 新潟西年金事務所 お客様相談室**

☎025-225-3008

※基礎年金番号をご用意のうえお電話ください。

※佐渡汽船の欠航や災害などにより、やむを得ず開催日や受付時間が変更になる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

